~

病児・病後児保育 利用の流れ

①病児・病後児保育の利用希望

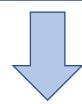


②市民病院へ空き状況の確認



利用希望日の空き状況を市民病院小児科(☎33-3300)に確認

③主治医(かかりつけ医)を受診



主治医を受診し、病児保育の利用が可能か診察 ⇒利用が可能な場合は、次の様式を主治医に記入してもらう

●病児保育連絡票(様式第3号)

④市民病院に利用申込書等を提出



利用希望日前日の午後3時までに市民病院小児科へ次の書類を提出

●病児保育利用基本台帳(様式第1号)



- ●病児保育利用申込書兼通知書(様式第2号)
- ●病児保育連絡票(様式第3号)

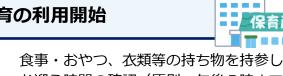
③で主治医に記入 してもらったもの

⑤市民病院(小児科)を受診

市民病院小児科を受診後、「一時保育(病児・病後児保育)連絡票」 を受け取り、病児保育室「〇の家」へ

子どもの病状を診てもらい、病児保育利用可能か診察 ※病状によっては、利用できない場合があります。

⑥病児保育の利用開始



食事・おやつ、衣類等の持ち物を持参し、預け入れ お迎え時間の確認(原則、午後5時までの間)



⑦病児保育の利用終了(料金支払)



午後5時(原則)までに迎えに来ていただき、利用料金の支払い

